

「DX機運醸成・デジタル人材育成確保事業」業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「DX機運醸成・デジタル人材育成確保事業」業務委託

2 履行期限

令和6年3月29日(金)まで

3 業務目的

県におけるデジタル化を推進していくため、デジタル化推進に向けた機運の醸成や、デジタル人材の育成・確保を図る。

4 委託業務の内容

(1) 県全体のデジタル化推進に向けた機運の醸成に係る業務

(鹿児島 Digi-1 グランプリ 2023 の開催)

目的

デジタルを活用し、鹿児島の離島や中山間地域といった条件不利性を軽減する取組、地域課題の解決や県民の利便性向上に繋がる取組等を、県民誰もが自由に参加できる形で広く募集し、県独自に表彰する「鹿児島 Digi-1 グランプリ」を開催することで、県内におけるデジタル化推進に向けた機運の醸成を図る。

② 応募対象

県内の個人、企業、団体、グループ

③ 応募対象事業

鹿児島県内において、デジタル技術を活用することによって、地域の魅力や暮らしの利便性、産業の生産性の向上等に繋がったアイデアもしくはこれから実現の可能性が高いアイデア。

④ スケジュール (予定)

5～6月 事業開始、事業運営に関する内容の検討

7～8月 アイデア募集

9月 審査・結果通知

10月 表彰式開催に係る広報の実施

11月 表彰式

(基調講演、表彰式、表彰事業プレゼンテーション、関係者交流会)

⑤ 業務内容

ア 運営事務局の設置・運営

業務を実施する事務局を設置し、鹿児島 Digi-1 グランプリ 2023 の開催に係る県民からの応募や問合せの連絡窓口を明確にすること。

イ 事業の募集

次のとおり Digi-1 グランプリ 2023 の開催について、広く県民に対して事業の募集を実施すること。

- a. 募集要項の作成
- b. 申込書，事業概要等様式の作成
- c. 県民への幅広い周知の企画と実施
- d. 応募事業の受付及び取りまとめ

ウ 審査の実施

次のとおり表彰事業選定に係る業務を実施すること。

なお、審査員には県が委嘱する「鹿児島県DX推進アドバイザー（以下「県アドバイザー」という。）」を活用することを可能とし、県アドバイザーの審査に係る報償費は、県が定める規定に基づき県が負担することとしてもよい。

- a. 審査基準及び評点表の作成
- b. 審査員の選定
- c. 複数の審査員による審査会の実施（書面開催も可）
- d. 表彰事業の選定（最終決定は県で行う。）
- e. 応募者全員に対する審査結果及び審査員からのコメントもしくは総評の送付

エ 表彰式の開催

次のとおり表彰事業に対する表彰式を開催すること。

a. 運営および周知

受託者において、表彰式会場の確保及び当日の運営業務等を行うこと。

なお、事前にシナリオ，スタッフ動線，資料（当日配布資料）等を作成し、県と共有しておくこと。また、表彰式の開催について、県民に幅広く周知すること。

b. 表彰式の内容

表彰式当日に同じ会場で、表彰式，表彰者によるプレゼンテーション，有識者等による基調講演，応募者及び事業者等関係者の交流会（非公開可）の時間を設け、その運営を行うこと。（有識者等，交流会参加者の選定を含む。）

なお、基調講演を行う有識者等については、県アドバイザーを活用することを可能とし、県アドバイザーの講演に係る報償費は、県が定める規定に基づき県が負担することとしてもよい。

c. 表彰式前後の機運醸成に繋がる取組

表彰式前後において、表彰結果や表彰事業について県民に広く周知する取組を行うことで、県民のデジタル化推進に向けた機運醸成を図る取組を実施すること。

d. 表彰区分及び賞金の設定

表彰区分及び賞金は次のとおりとする。

- ・ グランプリ(1件)：賞金5万円程度
- ・ 準グランプリ(1件)：賞金3万円程度
- ・ 特別賞(1件)：賞金1万円程度

※本事業に賛同する協賛企業等を募り、企業賞（仮称）を設けることも可能とする。

(2) デジタル人材育成確保に係る業務

① 目的

全国的にデジタル人材が不足する中、本県においても同様の課題があることから、ITエンジニアに加え、ITに興味・関心のある方を対象とした人材育成や都市圏の企業等に勤務するデジタル人材を複業人材として活用することを検討する必要がある。

また、確保されたデジタル人材を効果的に活用するためには、農林畜水産業をはじめとする県内産業を担う経営者にデジタル変革の必要性を認識して貰う必要がある。

本事業では、経営者等のデジタルリテラシーを高めるための研修、ITエンジニアを目指す方を対象としたプログラミング研修、SNS活用による交流の場の提供等に取り組むことにより、デジタル人材の育成・確保を図る。

② 業務内容

ア DXに寄与する人材の育成

【リーダー人材育成】

a. 対象者・対象者数

全産業分野における経営者・20名程度

b. 回数

5回程度

c. 研修内容

DX推進に必要なリーダーシップ力やプロジェクトマネジメント力を高めるための対面による実践型の研修を実施する。

研修には、実践型研修に加え、必要に応じて、有識者による基調講演を含むキックオフセミナーや、より理解を深めるための動画研修等も取り入れることとする。

なお、基調講演を行う有識者については、県アドバイザーを活用することを可能とし、県アドバイザーの講演に係る報償費は、県が定める規定に基づき県が負担することとしてもよい。

また、成果発表会は必ず実施すること。

【スキル別人材育成】

<初学者向け>

a. 対象者・対象者数

ITに興味・関心がある方等・45名程度（15名程度×3組）

b. 回数

3回程度/組

c. 研修内容

プログラミングに慣れ親しむためのプログラミング体験ワークショップを実施すること。

<中級者向け>

a. 対象者・対象者数

最新デジタル技術を活用して自ら業務改善をすることに関心のある方等
20名程度（10名程度×2組）

b. 回数

3回程度/組

c. 研修内容

最新デジタル技術を活用するための実践講座を実施すること。

イ DX機運を醸成するためのコミュニティの形成による人材確保

県内外のITエンジニアやWebデザイナーなどITに携わる方や、ITに興味・関心がある個人、企業などを対象としたコミュニティを形成し、SNSを活用した情報発信やイベント等を実施。

なお、コミュニティには、農林水産業など一次産業から三次産業までの幅広い産業の方々に参加できるよう工夫すること。

【SNSオープンコミュニティの形成】

a. 情報発信の回数

週1回以上×9か月

【交流会等のイベント開催】

コミュニティ参加者等が交流できるイベントを開催すること。

③ スケジュール

(2)アに係る研修会については、7月から12月までの間に実施すること。

(2)イに係る情報発信及び交流会等のイベントについては、7月から翌年3月までの間に実施すること。

5 成果物等

(1) 実績報告書

(2) その他業務上作成した資料等 1式

6 事業完了の報告等

委託業務終了時に、電子データを提出するものとする。

7 本業務の実施体制

受託事業者は、本業務を円滑に実施するため、他自治体等において十分な実績を有していること及び十分な人数を確保した上で業務量の変動に応じた適正な人員配置を行い、効果的かつ効率的な運営が可能な体制をもって本委託事業を実施することとする。

8 業務遂行上の留意事項

本業務の目的及び内容に沿った実施計画を作成し、契約締結後、速やかに県と業務内容についての打合せを行うこと。

また、業務の準備及び実施状況について、県と随時報告及び打合せを行うこと。

なお、実施計画の作成に当たっては、事業全体が有機的に繋がり、相乗効果を生み出すような内容とすること。

9 著作権・特許権等

- (1) 本業務の成果物に関する全ての著作権(著作権法第 27 条, 同条 28 条に規定する権利を含む), 特許権, その他の知的財産権を, 県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (3) 本業務の成果物は, 県が自由に二次使用(印刷物の制作, ホームページへの掲載等)できるものとする。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権, 特許権, その他の知的財産権に関する一切の紛争については, 訴訟費用も含め, すべて受託者において責任を負うものとする。

10 実施計画

本仕様書に基づき実施していくが, 詳細な業務の実施計画や計画変更については, 県と調整の上, 実施すること。

11 その他

上記のほか, 事業の実施において必要な事項については, 事前に県と十分に協議すること。

また, 適宜, 業務内容に係る助言を県に対して行うものとする。必要な一部の修正については応じるものとする。